

住宅リフォーム助成事業工事店登録要項

(登録資格)

- 1 登録工事店として登録できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。
 - (1) 本町に納めるべき町税に滞納がない者。
 - (2) 広陵町内に本社若しくは本店所在地を有する法人若しくは個人の施工業者、又は主たる事業を町内で行う事業者。

※1

(申込)

- 2 登録工事店としての登録を行おうとする者は、別紙申込書（業種、会社名、代表者名、店舗の所在地等所定の事項を記入）に納税証明書を添えて、地域振興課に申し込む。

(登録)

- 3 広陵町は2により申込みのあった事業者が登録資格を有することを確認し、登録工事店申込書の控えを送付する。

(登録の取り消し)

- 4 登録工事店が、本要項に違反する行為を行った場合、又は登録工事店が登録の取り消しを求めた場合は、広陵町は当該登録工事店の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

- 5 登録の申込みに当たって要する諸経費は、登録工事店の負担とする。

※1

【「主たる事業を町内で行う」ことの確認資料】

- ①履歴全部事項証明書 ※コピー可
- ②広陵町内で事業が行われていることが分かるもの
以下のような書類から2点
 - ・賃貸契約書
 - ・公共料金（水道光熱費）支払い領収書 など
 - ・公開情報で事業活動をおこなっていることが確認できるURL
- ③申立書 ※別紙